

広 報

No.134号



■発行/鹿部村 ■編集/企画管財課 ■製作/久保内印刷

'80
5・6月号



村民憲章から 1.スポーツに親しみたくましい心とからだをきたえましょう。

六月二十二日投票日

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 参議院議員通常選挙

選挙は私たちが国政に参加するまたとない機会です。投票日には棄権をしないで、必ず投票いたしましょう。

不在者投票の制度をご存知ですか？

投票日に仕事、旅行、入院等で投票できない方は、投票日の前に投票することができます。印かん入場券を持参の上投票場内選挙管理委員会において下さい。

不在者投票のできる期間

○参議院議員通常選挙

五月二十日～六月二十一日

○衆議院議員総選挙

六月一日～六月二十一日

○最高裁判所裁判官国民審査

六月十二日～六月二十一日

不在者投票のできる時間は、毎

日午前八時二十分から午後五時までです。日曜日、土曜日と同じ時間に不在者投票をすることができます。又皆さんのご家族の方ですべてに出発等で鹿部村にいない方は、その仕事先等で不在者投票をすることができ、それは本人の書いた宣誓書を鹿部村選挙管理委員会に提出しなければなりませんので、お早めにお問い合わせ下さい。

選挙 正しい 明るく



投票は全部で四回

六月二十二日の投票日には、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、参議院地方選出議員選挙、参議院全国選出議員選挙の計四回投票します。投票所ではおまちがえないよう係員の指示に従って下さい。

鹿部村の選挙人名簿に登録されている人

(鹿部村で投票できる人)

○昭和三十五年六月二十三日以前に出生をした人

○昭和五十五年二月二十八日以前に転入届をした人

○鹿部村選挙人名簿に登録されている人で昭和五十五年二月二十二日以降に転出した人

選挙権について

選挙権は、選挙人名簿に登録されていないと投票することができないことになっています。

転入をし、その地域の住民となつたときは、転入した日から十四日以内に転入した市町村に届け出なければならぬよう住民基本台帳法で定められ罰則規定もありません。

選挙人名簿の登録は、転入の届け出をし住民票が作成された日から引き続き三ヶ月以上住民基本台帳に登録されている人で、毎年九月一日に登録するのと、選挙があった時に登録する二つの方法によって登録されます。

住所は、生活の本拠地であり、いつでも届け出ない人もあります。

家族の中で他の市町村に就職などをし引き続き長く仕事などに携わる予定の人は、実際に住んでいる市町村に転入届をし住民票を作成し恩恵を受けるよう、もう一度確認をし手続きして下さい。

公民館で 結婚披露宴を しませんか

最近の諸物質の高騰は、家庭経済を直撃し、すべての面で大変な時代です。

人との交わりは、お互いに大切にしなければなりません。少しでも合理的・経済的に考えていかなければならない時です。

冠婚葬祭の簡素化の中から、今回は結婚披露宴の合理化をはかるために、公民館方式を提唱し、各位の御理解と御協力を得たいと思っております。



公民館方式の 披露宴

披露宴を主催する 側(両家)の仕事

- 次の内容で要領に比じます。
- 一、会場の準備 後仕末は別なグループに委託します。
 - 二、披露宴の司会、運営一切を別なグループに委託します。
 - 三、全費は四、五〇〇円で運営します。(内訳別記)

- 一、出席者の取りまとめと座席決定
 - 二、受付(全費徴収)
 - 三、仕出し料理以外のもの(おしるこ、ソーマン)を出す時はその準備とサービス
 - 四、当日の会場でのお好みのサービス
- ※委託業務の贈礼金は別途必要

今までの反省

- 一、会場の準備 後仕末が大変
 - 二、司会、進行等世話人を個人的にお願いすることが困難
- これらのことから、両家のホウキを拜用せざるを得ないという意見があった。

会費の内訳

出席者を二〇〇人とした場合
(会場の関係で二〇〇人位が限度)

◎公民館使用は従来どおりですが、できるだけこの趣旨に賛同下さい。

◎このことについて、不明な点は教育委員会に問い合わせ下さい。

区分	金額	内容
料理	3,250	オードブル、茶わんむし、陣物、刺し身
飲物	900	ビール、ウイスキー、ジュース
印刷	150	案内状、しおり、集い袋等、郵送料(食まない)
花	50	露花、贈呈用テーブル用
会場費	120	使用料、ローンアカ
雑費	30	ケーキ
合計	4,500	

(内訳)



「交通安全宣言の家」 八〇・〇％達成

村内の皆さん、「交通安全の宣言」厚く感謝申し上げます。
又、この運動に御協力下さいました各町内会交通部長さん及び婦人部長さんのご労苦に心より感謝と敬意を表します。
お蔭をもちまして、百分の達成

はできませんでしたが、八〇・〇％という大半の世帯の宣言を得られました。これは、大きな成果でありました。
事実この運動を今年二月に実施以来、村内における交通事故は、相当減少している現状にあり、既

に大きな効果となって現われ喜びにたえません。
交通安全は、村民皆さんの願いです。今後も「交通安全宣言の家」に強い誇りを持ち、村内から交通事故を撲滅いたしましょう。
富郷村交通安全推進委員会

「交通安全宣言」実施状況

町内会名	現世帯数	宣言世帯数	宣言率 %	町内会名	現世帯数	宣言世帯数	宣言率 %
1	27	27	100.0	17	62	52	83.8
2	39	35	89.7	18	44	43	97.7
3 A	32	31	96.8	19 A	57	49	85.9
3 B	33	31	93.9	19 B	68	49	72.0
4	25	24	96.0	19 C	56	43	76.7
5	25	19	76.0	20	38	35	92.1
6	32	31	96.8	21	21	19	90.4
7	41	38	92.6	22	36	36	100.0
8	26	21	80.7	24	31	30	96.7
10	28	27	96.4	25	42	38	90.4
11	40	40	100.0	26	46	41	89.1
12	30	25	83.3				
14	37	27	72.9				
15 A	44	44	100.0				
15 B	85	59	69.4				
16	53	43	81.1	計	1,196	957	80.0

歩行者・自転車 利用車の 交通ルールの厳守

- （一）歩行者、自転車利用者
が安心して通行できる道路交通環境の確保に努めよう。
□ 子供と保護者
- （二）歩行者、自転車利用者には、自転車の安全な乗り方、大型車輛に対する注意等、重点的に指導しよう。
- （三）自転車利用者には、自転車の制動装置、ライト及び反射器材の備え付け等点検整備の促進と、整備された自転車の利用を徹底しよう。
- （四）歩行者には、交通ルール、交通マナーの正しい実践と夜光反射材の着用普及を推進しよう。
- （五）自転車利用者には、自転車の安全な乗り方、大型車輛に対する注意等、重点的に指導しよう。

※ 「交通安全宣言の家」のプレートを貼付していない家庭が見受けられますので、宣言世帯は必ず貼付するようお願いいたします。紛失しておりますら、若干の手持がありますので、役場総務課へおいで下さい。

特に母親には家庭訪問などを通じた交通安全指導を強化しよう。
（三）老人には、家庭訪問などを通じて、薄暮、夜間時の交通事故防止など、老人の特性に応じた指導を徹底しよう。



出来潤婦人 消防隊が発足

村内出来潤地区に婦人消防隊が誕生した。

出来潤地区は

現在、五十一世帯、二〇二人が

おりますが、消防団員はわずか

三人、しかも出

かせきをする人

達も多く、日中は

沖に漁に出ると、ほとんどが

女性や子供、老人

達が残ること

となり、有事の際には愛を気づか

れておりました。消防団内部や、

出来潤町内の婦人達の関から、何

とか婦人の手によって、初期消火

だけでも……という声がありまし

た。

今回、機運が高まり、消防署と

町内の役員さん方と検討を重ね、

出来潤町内会の総会の場で、その

趣旨を説明いたしました。

石田 朗隊長外九名の婦人消防隊が正式に発足したわけです。

婦人消防隊は、最近、コンロや

ストーブのように灯油、ガス、電

気などを使う新しい器具がたくさ

ん出廻っていますが、これらの大

部分は、家庭をあずかる婦人によ

って取り扱われています。

したがって、火を大切に扱うこ

とは、婦人のつとめであり、常に

火災予防に対する心構えが家庭の

中で育てられることが火災を減少

させ、犠死者をなくし、社会連帯

の中に大きな力を発揮するのであ

ります。また、火災予防は、子

供に対する親の、しつけ、として

、火の用心、のこころを教えるこ

とが、子供の幸福を願うなかで孫

子の代まで継がなければならない

大切なことなのです。

火災予防は地域に密着した

務組合（砂原、鹿部、南宮、龍

法華、尻岸内、戸井）の中では五

隊目の婦人消防隊です。

さっそく、二十六日行なわれた

春の火災予防運動パレードには、

かっぽう着姿で参加しました。

以上十名

隊長 石田 朗さん(純 治)

副隊長 浦 マチエさん(梅 吉)

班 長 平井 悦子さん(政 義)

書記 若山 みねさん(房五郎)

監事 青山 ミエさん(美 一)

隊員 平井 悦子さん(正 雄)

中島 満子さん(史 義)

高橋 セツ子さん(彰 一)

成田 優子さん(敏 夫)

以上十名

以上十名

以上十名

国民年金の特例納付

六月三十日が最終期限

いま、実施されている特例納付の締切りが六月三十日に迫りました。

この制度は、将来、年金を受けることができたい人を救済しようとして実施しているもので六月二十日が最終期限です。

この機会を逃すと、二度と年金受給への途は開かれませんが、もう一度、あなたの年金権を確認してください。

◎対象となる人
国民年金に当然加入しなければならぬのに加入していなかったり、加入しているも、過去に保険料の滞納期間があるため、年金を受けることができない人。

◎保険料額

児童手当の支給を受けている方は、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していただいておりますが、今年も忘れずに手続きをしてください。

もし、この現況届を六月中に提出しませんが、引き続き児童手当を受け資格があっても、六月分が

ら、支払が受けられなくなり、必ず出すようにしてください。

児童手当の支給を受けている方は、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していただいておりますが、今年も忘れずに手続きをしてください。

もし、この現況届を六月中に提出しませんが、引き続き児童手当を受け資格があっても、六月分が

ら、支払が受けられなくなり、必ず出すようにしてください。

児童手当の支給を受けている方は、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していただいておりますが、今年も忘れずに手続きをしてください。

もし、この現況届を六月中に提出しませんが、引き続き児童手当を受け資格があっても、六月分が

ら、支払が受けられなくなり、必ず出すようにしてください。

児童手当の支給を受けている方は、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していただいておりますが、今年も忘れずに手続きをしてください。

もし、この現況届を六月中に提出しませんが、引き続き児童手当を受け資格があっても、六月分が

ら、支払が受けられなくなり、必ず出すようにしてください。



54年度予算の55年3月末の 予算執行状況

地方自治法・地方公営企業法の定めるところにより、昭和54年度
予算の昭和55年3月末現在の歳入、歳出の予算に対する収入及び
支出状況を公表いたします。

一 般 会 計

単位 千円

項 目	予算額	収入済額	予算に対する割合	項 目	予算額	支出済額	予算に対する割合
村 税	千円 199,235	千円 204,738	% 102.8	議 会 費	千円 38,532	千円 38,379	% 99.6
地方譲与税	20,800	24,537	118.0	総 務 費	225,953	200,895	88.9
娯楽施設利用税金 交 付 金	15,001	15,001	100.0	民 生 費	203,473	198,554	97.6
自動車取得税金 交 付 金	14,000	14,952	106.8	衛 生 費	48,110	45,097	93.7
国有提供施設等村 所 在 成 交 付 金	5,308	5,308	100.0	労 働 費	418	199	47.6
地方交付税	484,111	486,806	100.6	農 林 水 産 業 費	107,957	95,485	88.4
交通安全対策 特 別 交 付 金	531	531	100.0	商 工 費	21,271	21,213	99.7
使用料及 び 手 数 料	28,316	27,037	95.5	土 木 費	192,996	191,481	99.2
国庫支出金	285,999	276,181	96.6	消 防 費	65,974	65,661	99.5
道 支 出 金	44,867	41,405	92.3	教 育 費	721,240	563,667	78.2
財 産 収 入	22,757	23,419	102.9	災 害 復 旧 費	11,037	11,002	99.7
寄 附 金	101	100	99.0	公 債 費	108,497	106,866	98.5
繰 入 金	192,263	218,588	113.7	諸 支 出 金	1,252	42	3.4
繰 越 金	1	0	0.0	子 備 費	2,000	0	0.0
諸 収 入	140,020	103,952	74.2				
村 債	295,400	94,500	32.0				
歳 入 合 計	1,748,710	1,537,055	87.9	歳 出 合 計	1,748,710	1,538,541	88.0

歳入

歳出

国保会計

予算に対する割合	収入済額	予算額	項目	項目	予算額	支出済額	予算に対する割合
99.6	80,973	81,273	国民健康税	総務費	11,731	9,342	79.6
80.0	4	5	使用料及 手数料	保険給付費	252,853	204,858	81.0
84.9	166,215	195,802	国庫支出金	公債費	515	0	0.0
0.0	0	10	道支出金	諸支出金	168	166	98.8
100.9	677	671	財産収入	予備費	13,882	0	0.0
0.0	0	1	繰入金				
0.0	0	1	繰越金				
107.4	1,489	1,386	諸収入				
89.3	249,358	279,149	歳入合計	歳出合計	279,149	214,366	76.8

水道会計

97.4	48,664	49,108	収益的収入	収益的支出	45,569	44,396	99.1
98.2	44,353	44,847	(営業収益)	(営業費用)	35,281	34,637	98.9
99.7	4,311	4,261	(営業外収益)	(営業外費用)	9,788	9,759	101.2
0.0				(予備費)	500	0	0.0
99.6	76,659	76,664	資本的収入	資本的支出	85,561	85,528	99.9
98.7	125,324	125,772	歳入合計	歳出合計	131,630	129,924	99.6

◆支出済額に係る資金不足 4,600千円は、内部留保資金で補てんする。



ミンク飼育事業会計

●昭和48年村営事業としてスタートした、ミンク飼育事業は、現在までに累積黒字を見込み、一般会計へ繰出しされております。

住民に対し、直接目に見えませんが、今までに……

★水道事業会計へ、メーター器取り替え工事に対する
貸付金 1,500万円

★中学校新校舎、建設に対する、
補助金 3,000万円

……等年次的に収益金を還元しております。



予算に対する割合	収入済額	予算額	項 目	項 目	予算額	支出済額	予算に対する割合
100.0	113,760	113,738	財 産 収 入	飼 育 費	104,061	96,540	92.8
120.0	6	5	使用料及び手数料	公 債 費	0	0	0.0
112.6	23,433	20,816	繰 入 金	諸 支 出 金	30,000	30,000	100.0
0.0	0	1	繰 越 金	子 備 費	500	0	0.0
0.0	0	1	諸 取 入				
102.0	137,199	134,561	歳 入 合 計	歳 出 合 計	134,561	126,540	94.0

保険税の値下げ

に踏切る



昭和五十年五月、医療費の増大に伴い、国民健康保険税を引き上げて以来、渡島管内町村でも高い税率で、国民健康保険事業を運営して来たところです。この間、管内町村でも医療費の増大によって、毎年のように保険税を引き上げていくのが現状です。

町村では、昭和五十一年度の医療費の大幅な伸びをピークに、ここ数年、管内町村ではまれなぐらいい低い伸びで推移してきました。これがため、昭和五十年以来の税率を据え置いて、国民健康保険事業会計を運営して来る事ができました。

昭和五十四年度に於いても医療費の伸びが比較的少なく、保険税の取納率が大きく伸び、国からの交付金が伸びたことにより、約二千万円の黒字が生れ、今までの積立分を含めて約三千五百万円の黒字会計となりました。

昭和五十五年年度に於いても医療費が低率で推移しており、又被保険者の所得が伸びたことから、所得割の額が増えるために担税力を考慮し、納税する方の負担をいくらかでも緩和するため、所得割

を現行の九パーセントを八パーセントに引き下げることにいたしました。

しかしながら、将来予想される医療費の増大、高齢医療費の増大等によって現行の税率では健全な国民健康保険事業の運営を維持することは、困難を極めることも考えられますので、今後とも医療費の節約、納税の向上には特段の協力をお願い致します。

※保険税率

- ・(一)は旧
 - ・所得割 百分の八%
 - ・資産割 百分の九%
 - ・均等割 百分の四十五%
 - (同じ)
- ・平等割 一人七千円(同じ)
- ・平等割 一世帯九千円(同じ)

税法が改正されました

地方税法が国に於いて一部改正され、昭和五十五年課税区分から適用されます。今回の改正で主なものは住民税関係に於いて同居老人扶養控除(七〇才以上の老人の同居世帯)が新たに設けられ各種

控除額が引き上がった反面、個人均等割額の引き上げ所得割区分の改正等により課税標準額が五〇万円以上の世帯については昨年に対して若干高くなっています。国民健康保険税についても医療費の増大、税負担の公平の意味等から最高限度額が引き上がりしました。

課税標準	税率	控除額
0円	2.0%	0円
30万円	3.0%	3,000円
45万円	4.0%	7,500円
70万円	5.0%	14,500円
100万円	6.0%	24,500円
130万円	7.0%	37,500円
230万円	8.0%	61,500円
370万円	9.0%	97,500円
570万円	10.0%	154,500円
950万円	11.0%	249,500円
1,300万円	12.0%	429,500円
2,900万円	13.0%	729,500円
4,900万円	14.0%	1,219,500円

※国民健康保険税率関係
最高限度額 24万円(22万円)

納組の新たな活動

保険税の集金が始まる!

村税の中で、特に国民健康保険税は毎年上昇し、最高限度額も昭和五十五年度分から二十四万円になりました。今までのように納税貯金の積立だけでは間に合わなくなっているのが現状です。

このため、各町村納税貯蓄組合連合会の総会において、国民健康保険税を集金することになり、納税貯蓄組合に納税貯蓄組合にお願いして、毎月国民健康保険税を集金することになりましたので、御協力をお願い致します。尚、五十五年度分からは集金を実施する納税貯蓄組合は次のとおりです。

- 宮内第一漁業納税貯蓄組合
- 宮内第二漁業納税貯蓄組合
- 本別第一漁業納税貯蓄組合
- 本別第二漁業納税貯蓄組合
- 本別中央納税貯蓄組合
- 本別24町内会納税貯蓄組合
- 出来内漁業納税貯蓄組合

＝伸ばそう村勢 延ばすな村税＝

6月は 村道民税(1期分) の納期です。
保険税(1期分)



合成洗剤 有リン洗剤は 水質を悪化させる

近年、道内の湖や海において、富栄養化といわれる水質汚濁が進行し、赤潮やアオコ（藻）の発生という好ましくない現象がでてきています。

この「富栄養化」をもたらす原因はいろいろありますが、私たちが日頃の生活のなかで使うリンを含む合成洗剤の排水もその一つといわれています。

このため北海道では、この四月から道庁、支庁、道立学校、道立病院等の施設においてリンを含む合成洗剤を使用しないこととしました。

幸い、今のところ赤潮やアオコの発生によるレクリエーションや魚類の生息への支障の水域は限られています。郷土の青い海、美しい湖を将来にわたって保全するためにも広く村民の皆さんに今回の道の方針を御理解いただき、家庭で洗剤を使われる場合には、無リンの洗剤である石けん又は無リンの合成洗剤を使用されるよう御協力をお願いします。

また村においても、六月一日より、役場、公民館、給食センター等

6月7日は

計量記念日

関係施設ではリンを含む合成洗剤は使用しない事としました。

なお、リンを含む合成洗剤の場合には、容器に成分として「リン酸塩（ P_2O_5 ）として〇〇%」と表示されていますし、無リンの合成洗剤の場合には、「リン酸塩（ P_2O_5 ）として〇%」と表示されています。リン酸塩の表示がないかです。表示をみていただければ無リンの合成洗剤かどうかはわかるようになります。



とんちクイズに「一トンと鉄一トン、どちらが重い？」という

のがあります。もちろん同じなのですが、うっかりすると「鉄のほうが」といってしまいそうです。

近ごろでは、「はかり売り」が少なくなりましただけから、私たちは「量や重さなどの計量に対してあまり注意を払わなくなっています。たとえば、食料品店ではミツ、肉をはじめとして、袋づめやパック入りの商品が幅をきかせています。

買い物をすると、計量はそつちのけで値段ばかりに気をとられていませんか？

六月七日は計量記念日。これを機に身の回りの計量器具を点検したり、買い物をするときには量目が正確かどうかを確認するなど、はかる。ことへの関心を高め、正しい計量の知識を身につけたいものです。



歯みがきを習慣づけよう

むし歯の予防に欠かせないのが歯の「清掃」（歯をみがくこと）です。理想的には、飲んだり食べたりしたあとは必ず歯をみがくのがいちばんですが、少なくとも寝る前の歯みがきと、食事やおやつあとの「ブクブクがき」の二つは実行させたいものです。

一歳を過ぎたら

最初は子供もいやがり、多少のりんどうかもしれませんが、習慣づけてしまえば、なんでもありません。そのためには、お母さんが子供といっしょになって正しい歯みがきのお手本を見せてやるのがよいでしょう。

三〜四歳を過ぎたら

正しい歯みがき方のトレーニング時期です。上の歯は上から下へ、下の歯は下から上へ、かみあわせ面は、小さな前後運動で、かき出すようにみがきます。

前歯がはえそろうたら

水を含ませた清潔なガーゼや脱脂綿を指先にまきつけて、歯の表面のよこれを軽くふきとってやり

お誕生日を迎えたら

お母さんのひざの上に寝かせて小さなやわらかい歯ブラシで軽くこすって、よこれをとります。



郵便局だより

暑中見舞用絵入り

はがきで夏便りを

いよいよ本格的な夏の到来です。友人や知人などから、暑中見舞や涼しさを感ぜさせる涼光からの便りをいただくのは、大変うれし

いものです。今年も七月一日から、暑中見舞用絵入りはがきが発売されますので、ご家族の近況や、涼光、夏祭りなどの話題を添えた便りを出しましょう。

毎月二十三日は

「ふみの日」です

郵政省では、国民の皆様方に手紙を書くことを通じて、心と心のふれあいを深めていただくとともに、手紙文化、文字文化の星画しの機運を盛り上げる一助にもなれば、と毎月二十三日を「ふみの日」とし、この日を契機として、手紙を書く運動を展開しています。

最近では、電話などの普及により、手紙を書くことがおっくうだと考えている人が、増えているといわれます。このまようを手紙離れの現象は、ものごとを深く考え、的確に表現するという思考の機会が、次第に失われているのではないかと考えられます。

「ふみの日」を契機として、生活の中に、ものを書くという習慣を取り戻していただくとともに、心と心の交感を盛んにしていただきたいと考えています。



ヤングテレフォン

コーナー開設

(0116) 551-7830
GOGO ナヤミオ

昭和五十五年四月一日から函館中央警察署に「ヤングテレフォン」が設置されました。

悩みや困りごとを親に打ち明けることの出来ない少年、子供は、気軽に電話で相談して下さい。

受付時間

平日 午前八時三十分から
午後五時十五分まで
午前八時三十分から
午後〇時三十分まで



警察官募集のお知らせ



受付期間

昭和五十五年五月六日から六月十四日まで

受付資格

昭和二十七年十月一日から三十七年十月一日までに生まれた男子で、高卒以上の者

募集人員

百二十名

第一次試験

昭和五十五年七月七日

詳しくは、鹿部警察官駐在所へ御連絡下さい。電話(〇一七番

相談無料

札幌自動車保険請求相談センター

札幌市中央区北三条西三丁目一四四
富士ビル(デパート五番館の隣) 四階
札幌調査事務所 内
電話 〇一一一(二五一一)二七三二
〇一一一(二五一一)二七三二



「北海道建築指導センター」

「函館住民相談室」
開設のお知らせ

マイホームを建設される方のために、道の助成で北海道建築指導センターが、函館市に住宅相談窓口を開設することになりました。

窓口では、専門の相談員が住宅建築全般、建築法規、宅地、融資制度など住宅建築に関する各種の相談について、適切な指導助言を行い、地域の実態に適した寒地住宅の建設を促させることとしております。

相談ご希望の方は、次によりあらかじめ電話で申し込みのうえご利用下さい。

一、相談申込み先「函館市都市建設部建築指導課事務係」
電話 (0118) 311-311
六二六一 内線四一〇
二、相談日 三月、十一月

毎週木曜日
十二月、二月

毎月第二木曜日
三、相談場所 函館市中央土地区
両整理事務所(函館市千代
台町二番二四号)

「ダイヤル電話教室」

をどうぞ!

じょうずな電話のうけ方。かけ方のために電話局では電話のエチケットや、じょうずなかけ方、うけ方を身につけていただくために、いつでもご希望に応じ係員を派遣して講話やスライド、模範電話などにより十分ご理解いただけるように、「ダイヤル電話教室」を行っています。

お気軽にお申し込みください。
この電話教室は無料です。
南支那電報電話局
(0117) 211-3449

送電線付近で

伐採する時のお願い

最近送電線に接近している樹木を伐採する際に誤って送電線の上に倒し、そのために停電事故が発生してまいります。

特別高圧送電線で、接触、あるいは断線が起きますと、人命の危険事故や、山火等を引き起す危険があり、皆々様に多大のご迷惑をおかけすることになります。送電線付近で伐採作業を行う場合は、事前に左記送電線にご連絡下さるようお願いいたします。

危い!!

電線は生きている
送電線の近くでの伐採作業は危険です。当社へご連絡下さい。



連絡先: 北海道電力株式会社

北海道電力(函館) ☎41 3502
八雲支店(八雲) ☎2 2564
(又は最寄りの電力(支)事務所)

よろこび

かなしみ

☆おたんじょう

おめでとう

飯田 寛	幸博	大岩
飯田 亨	幸博	〃
飯田 修司	正朝	〃
盛田 明日香	静也	〃
盛田 伸子	憲治	宮原
川真田 獎	直樹	〃
伊藤 獎	勝美	〃
竹越 寿	政隆	〃
吉田 さゆり	茂夫	本別
千葉 光人	和彦	〃
吉田 俊	治	〃
新山 幹治	治	〃
☆おくやみ		
もうしあげます		
相澤 潔	八七歳	鹿部
盛田 ヌツ	七〇歳	〃
能戸 惣太郎	八一歳	宮原
山上 健太郎	七四歳	〃

道走ん家 工藤恒美



村の人口

(55.4.30現在)
()は前月比です。

世帯数 1,256世帯 (+23)

総人口 5,019人 (+4)

男 2,523人 (+6)

女 2,496人 (-2)

